

H S E 株式会社

「（仮称）苫前郡風力発電事業 計画段階環境配慮書」

答申文（案）たたき台

本事業は、苫前郡苫前町、羽幌町及び初山別村の約 9,326ha を事業実施想定区域として、全高最大 220m 程度、ローター直径最大 175m 程度に及び最大 70 基の風力発電機による最大出力 280,000kW の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や鳥獣保護区、学術自然保護地区、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、オオワシやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には、砂防指定地等が存在しているほか、同区域及びその周辺には住居や医療機関等が存在している。さらに同区域周辺には既設風力発電所が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種種の検討に当たっては、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況や道路整備状況、法令等の制約を受ける場所、環境保全上配慮が必要な場所等を確認し事業実施想定区域を設定したとしているが、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではさらに可能な限り区域の絞り込みを行うことにより環境影響の回避又は低減を図るとともに、その検討過程について分かりやすく記載すること。

また、同区域には砂防指定地等が含まれていることから、土砂流出の防止にも配慮し、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 事業実施想定区域の周辺には既設風力発電所が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(4) 羽幌町では「羽幌町再生可能エネルギー発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」を制定していることから、同条例を遵守し、同町と協議した上で方法書ではその結果を反映した計画とすること。

(5) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町村、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

1 (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意
2 見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書の内容の継続性を勘案し、
3 縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

4 5 2 個別的事項

6 (1) 騒音及び風車の影

7 事業実施想定区域及びその周辺には住居や医療機関等が多数存在しており、これらに対する騒
8 音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、
9 予測及び評価を実施し、風車と住居等の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減
10 すること。

11 12 (2) 水質

13 本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業
14 実施想定区域には、さけ・ます増殖事業が行われている羽幌川の支流が含まれているほか、同区
15 域及びその周辺には複数の農業用水の取水地点が含まれていることから、土地改変に伴う濁水や
16 土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実
17 施し、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければな
18 らない区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減するこ
19 と。

20 21 (3) 地形・地質

22 事業実施想定区域が重要な地形である羽幌、羽幌-汐見段丘、築別-初山別段丘及び苫前段丘と
23 重複しており、特に羽幌及び羽幌-汐見段丘はほぼ全域が事業実施想定区域に含まれることから、
24 当該地形の詳細な分布状況を把握した上で、改変を可能な限り避けることなどにより影響を回避
25 又は十分に低減すること。

26 27 (4) 動物

28 ア 事業実施想定区域及びその周辺は、文献や専門家ヒアリング等によりオオワシやオジロワシ
29 等の希少な鳥類の生息のほか、ノスリやガン・カモ類等の渡り、希少なコウモリ類の生息に関
30 する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これらの動
31 物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバ
32 ットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、
33 その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

34 イ 動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得
35 ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実
36 施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

37 38 (5) 植物及び生態系

39 ア 事業実施想定区域には植生自然度の高いヨシクラスやトドマツ-ミズナラ群落、羽幌朝日公
40 園鳥獣保護区、北限のスギ学術自然保護地区、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場
41 が存在しているほか、区域周辺には羽幌キハダ遺伝資源保護林が存在していることから、風車
42 や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどによ
43 り、影響を回避又は十分に低減すること。

1 イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種
2 について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影
3 響を回避又は十分に低減すること。

4 ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等につい
5 て、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価
6 を実施し、注目種やその餌資源の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影
7 響を回避又は十分に低減すること。

9 (6) 景観

10 ア 本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体や観光協会等のホームページに掲載の情
11 報等に基づき選定しているが、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより、
12 他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測
13 及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十
14 分に低減すること。

15 イ 事業実施想定区域には、景観資源である羽幌-汐見段丘等が含まれており、事業による改変に
16 より直接的な影響を受ける可能性がある。また、主要な眺望点のうち「羽幌町民スキー場びゅ
17 ー」等からは、風車の垂直見込角が大きくなることから、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそ
18 れがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を
19 実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減す
20 ること。

22 (7) 人と自然との触れ合いの活動の場

23 事業実施想定区域には、オロロンライン・サイクルルート（羽幌ルート）が含まれるため、本事
24 業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対す
25 る重大な影響が懸念される。このため、これらの影響について適切な方法により調査、予測及び
26 評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低
27 減すること。